

平成20年度事業計画

わが国は、少子・高齢化の進展、人口減少の到来を背景に、経済の持続的成長を維持するためには、高齢者、障害者を含めた全員参加型の社会の実現が不可欠である。

5年後の2012年には団塊の世代が65歳に到達することから、65歳までの高齢者雇用確保措置に加え、「70歳まで働ける企業」を実現することが課題となっている。

一方、障害者雇用の状況については、全体としては拡大基調にあるものの、福岡県における民間企業の実雇用率は1.63%で、依然として法定雇用率である1.8%には達していない状況にある。また、障害者の就労意欲の高まりの中で、障害者のニーズに応じた雇用を確保するためには、関係機関等との一層の連携や個々のニーズに対応した支援を総合的に行い、福祉、教育から雇用への移行を一層促進することが求められている。

協会としては、以上のような高齢者及び障害者の厳しい雇用環境等を踏まえ、福岡労働局、県内各地のハローワーク、福岡県、市町村及び関係機関とも緊密な連携を図り、高齢者や障害者への雇用支援策を効率的かつ効果的に実施していくこととする。

総務部

1. 理事会及び評議員会等の開催

(1) 評議員会の開催

- | | |
|--------------------------|------|
| 第1回 | 5月下旬 |
| ・平成19年度事業報告及び収支決算について | |
| ・平成20年度収支予算について | |
| 第2回 | 2月中旬 |
| ・平成20年度事業中間報告及び補正予算案について | |
| ・平成21年度事業計画案及び収支予算案について | |
| ・その他評議員会で検討する事項 | |

(2) 理事会の開催

- | | |
|--------------------------|------|
| 第1回 | 6月上旬 |
| ・平成19年度事業報告及び収支決算について | |
| ・平成20年度収支予算について | |
| 第2回 | 2月中旬 |
| ・平成20年度事業中間報告及び補正予算案について | |
| ・平成21年度事業計画案及び収支予算案について | |

・その他理事会に付議する事項

(3) 九州・沖縄ブロック事務局長等会議の開催

開催時期及び場所：9月頃、福岡市内

2. 組織基盤の強化

各種会議・研修会、説明会、高年齢者雇用アドバイザー活動等、インターネット、
各種広報等あらゆる機会を活用して会員数の拡大に努める。 年 間

相談支援部

1 高年齢者雇用に関する事業主等に対する相談・援助

(1) 事業主等に対する相談・援助

高年齢者雇用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）により、継続雇用制度導入に伴う企業の条件整備に係る諸問題について、企業を訪問し相談・助言を実地を実施するとともに、70歳雇用支援アドバイザーによる「70歳まで働ける企業」の普及・促進のための相談・助言を併せて実施する。

1,200件（うち、300件は「70歳まで働ける企業」分）

65歳までの継続雇用導入など、高年齢者の雇用開発を進める企業に対して、アドバイザーがその課題等についての条件整備や改善方策等を企業に提案・援助していく企画立案サービス事業を実施する。

18件

企業における高年齢者についての現状と事業主の考え方を整理・分析することにより、その阻害要因を発見・整理し、問題点を明らかにするとともに改善の手掛りを提示する企業診断システムの活用。

72件

継続雇用推進インストラクターによる高年齢者の継続雇用のための必要な雇用管理改善についての相談・援助を行うほか、高年齢者雇用に係わる情報の収集を行い、アドバイザーの活動を円滑に推進する。

年間

事業主等に対する相談・援助のための研修・会議等の開催

ア 連絡会議の開催

公共職業安定所及び企業等からの要請による定年延長、継続雇用制度導入等に伴う相談・援助について、協会、アドバイザー及び公共職業安定所による連絡会議を開催し業務の調整を図る。

年間 9回

イ アドバイザー研修への参加

高・障機構が主催する各種研修会にアドバイザーを派遣し、相談・助言及び企画立案並びに企業診断システムに関する知識・手法の向上を図る。

年間

(2) 雇用に関する研修・講習会の実施

高年齢者雇用管理研修

事業主及び事業主団体に高年齢者の雇用問題の重要性について、その意識と

理解を深めてもらうとともに、自主的かつ積極的な取り組みを促進するために研修会を開催する。 年間 4回

高年齢者雇用推進者個別講習

事業主が選任した「高年齢者雇用推進者」に対して、同業種組合、企業グループ等少人数を単位とし、対話・討論を中心とした講習会を開催し、高年齢者の継続雇用を進めるための条件整備に関する実務的知識を習得してもらうため開催する。 個別講習 年間15回

職場活性化研修

企業における職場管理者又は中高年従業員に対して、自己の管理スタイルや職業能力特性を再認識させ、明日からの具体的な改善行動を促すことにより、職場・従業員・企業の活性化を図り、継続雇用制度の導入・定着等を中心とする高齢者の継続雇用のための条件整備の推進を図る研修を実施する。

年間17件

(3) 働く意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業(「70歳まで働ける企業」地域普及・啓発事業)

少子高齢化が急速に進み労働力人口の大幅な減少が予測される中で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働ける社会の構築が課題となっている。

平成24年には「団塊の世代」が65歳に到達し、60歳代後半における就業ニーズの一層の高まりが見込まれることを踏まえ、意欲と能力があれば「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図ることとする。

「70歳雇用支援アドバイザー」による助言・援助

65歳までの高年齢者雇用確保措置導入企業を対象として、人事・処遇制度、賃金・退職金制度又は職場活性化研修、改善等の雇用管理改善に関する相談・助言や奨励金の活用の勧奨を通じて普及・促進のための支援を行う。

普及・啓発

「70歳まで働ける企業」の実現のためのシンポジウム、セミナー等を開催するとともに、ラジオ、電光広告等の広報媒体を活用した広報を行い普及・啓発を図る。

普及・促進のための好事例集等の提供

高・障機構において作成・配布する「70歳雇用先進事例集」等を活用し、普及・促進を図る。

(4) 雇用の安定に資するための調査研究事業

雇用管理実態調査の実施

福岡県内における企業の高年齢者の雇用に関する状況や計画、あるいは意識、定年制、継続雇用制度等の実態を把握し、今後の高年齢者の雇用対策推進のための資料として、企業に提供していく。

共同研究の実施

高齢従業員の雇用や高齢化への対応を検討している企業を対象として、従業員の高齢化に関わる職場の具体的な問題や雇用管理上の課題等の解決に向け、企業と独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高・障機構」という。）が共同で行う調査研究について同機構との連携を図る。

2 障害者雇用に関する事業主等に対する相談・援助

(1) 障害者雇用管理等講習事業

雇用管理等に関する講習会の実施

事業主や障害者の多様なニーズ、特性を踏まえ、「雇用促進」「定着雇用継続」及び「能力発揮」に係る講習を組み合わせ効果的、効率的に実施する。

なお、実施にあたっては効果的な講習ができるように、福岡労働局、ハローワーク及び地方公共団体等との合同開催を含めて、緊密な連携を図るものとする。

そして、講習会の受講者にアンケート調査を実施し、障害者の雇用を進める上で有用であった旨の評価が概ね80%以上得られるよう内容の充実を図る。

ア 障害者雇用促進セミナー

福岡労働局、ハローワーク等との連携のもと、障害者雇用率未達成企業等の人事、労務担当責任者を対象に障害者の雇用促進、職場適応の向上等についてセミナーを開催する。

年間 3回(10月～11月)

(福岡地区、北九州地区、筑後地区で開催。受講者目標数 350人)

イ 障害者職場定着推進講習

障害者雇用推進者並びに推進チームの構成員及び関係者に対し、障害者雇用推進者としての基本的知識及び推進チームの活動の強化を図るとともに、最新の障害者雇用情報の提供や意見交換を行う。

年間 1回(2月)

(福岡・南部地区で開催。受講者目標数 40人)

ウ 障害者雇用実践講習

福岡労働局、ハローワーク等が行う「障害者就職面談会」等の場を利用し、雇用上の配慮点及び助成金制度等について周知を行う。

年間 5回（9月、10月及び2月）

（福岡地区2回、北九州地区、筑後地区及び筑豊地区各1回。受講者目標 175人）

エ 事業主地域間交流研修

障害者雇用納付金の納付事業所等を対象に、障害者の受入体制の整備及び職域拡大の調査・研究を行うため、障害者雇用先進地の障害者多数雇用事業所及び障害者関連施設等を訪問し意見交換を行う。

年間 1回（2月）

（参加企業目標数 9社）

オ 障害者職業生活相談員資格認定講習

「障害者職業生活相談員」の資格を付与するため、障害者5人以上雇用している事業所を対象に、その役割や、活動事例及び障害者雇用についての必要な知識を付与する。

年間 2回（11月）

（福岡地区、北九州地区 受講者目標数 110人）

事業主に対する雇用相談、援助

事業主への計画的な訪問を主体として、障害者雇用アドバイザー及び雇用指導役が専門的立場から、事業所ニーズに対応した、きめ細かな雇用相談、援助を行う。また、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう支援サービスの質の向上を図る。

年間 400事業所

障害者雇用指導役等によるフォローアップ

障害者雇用関係助成金支給対象事業所を訪問し、助成金支給後の活用状況等を把握するとともに、障害者の採用配置等雇用に関する事項について、相談、援助を行う。

年間 50事業所

障害者職場定着推進チームの設置、育成

障害者を5人以上雇用している事業所を、雇用指導役等が訪問し「職場定着推進チーム」の未設置事業所には、その設置勧奨を行い、また、設置されている事業所には、チームが十分機能するようその育成指導を行う。

年間 110事業所

(2) 障害者職域拡大等研究調査事業

障害者雇用促進会議の実施

事業主支援を効果的に推進することを目的に、事業主をはじめハローワーク、福祉・教育等関係機関の専門家や関係者の参集による会議等を開催し、地域の障害者及び事業主のニーズの把握及び対応等の検討等、障害者の雇用に関する各種の情報交換を行う。 年間 1回 (1月)

障害者雇用リファレンスサービス事業

事業所が障害者雇用を進める中で直面する課題等に対して、参考となる障害者雇用モデル事例を収集するとともに、全国から収集されたモデル事例を、ホームページで提供する。 事例収集目標件数 3件

研究調査成果等の普及活動

及び の業務により得られた雇用事例、雇用状況等の情報及び成果について、事業主に提供することが有益と思われる情報等を取りまとめた情報誌を作成する。

「障害者雇用のためのガイド」「障害者の雇用の現状」等

3 高年齢者・障害者雇用に関する啓発等

(1) 高年齢者雇用に関する啓発等

高年齢者の雇用については、社会全体の意識の高揚が必要であるが、とりわけ事業主の理解と協力が不可欠である。

このため、会報の発行、パンフレット等の作成送付、マスコミの活用等、啓発広報活動を積極的に展開する。

特に10月は高年齢者雇用支援月間として啓発・広報活動を集中的に実施する。

協会誌「高障協ふくおか」の発行・配布 季刊 4回

高年齢者雇用支援月間中の啓発

・高年齢者雇用開発フォーラムの開催(障害者行事と併催予定のため障害者基調講演、好事例発表用 支援月間の9月に開催予定。)

・新聞、街頭電光広告、雑誌広告による啓発

・高年齢者雇用優良企業協会長表彰

・高年齢者雇用優良企業等活用による啓発

高年齢者雇用開発コンテストの作品募集

高・障機構会報「エルダー」の賛助会員への無料配布

インターネットによる情報の提供

年間

(2) 障害者雇用に関する啓発等

事業主をはじめ、広く県民一般に障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、9月の「障害者雇用支援月間」を中心に福岡労働局福岡県、市町村等と協力して啓発活動を展開する。

なお、啓発活動のイベント来場者にアンケート調査を実施し、概ね80%以上の来場者から「良かった」「やや良かった」との評価が得られるよう内容の充実を図る。

障害者雇用支援月間を中心とした啓発活動

ア 福岡県高齢者・障害者ワークフェアの開催（と同時開催）

高齢者雇用支援月間行事と合同開催し、特に障害者関係については、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者の表彰を行うとともに、専門家等による講演、事業所による障害者雇用の好事例を発表する。

（9月 入場者目標数 600人）

イ 街頭キャンペーン（JR博多駅・小倉駅前広場）

ウ 懸垂幕の掲示

（福岡県庁及び福岡市、北九州市、久留米市の各庁舎に掲示）

エ 「障害者雇用支援月間ポスター」の掲示

（福岡労働局、ハローワーク、福岡県市町村等）

エ 電光掲示板による啓発（ソラリアビジョン）（9月）

「障害児童、生徒等絵画展」並びに「障害者雇用促進展」の開催

障害児童、生徒等から「働くこと」及び「仕事」をテーマとした、絵画を募集しその中から優秀な作品を表彰するとともに、応募のあった全作品及び障害者雇用に関するパネル、養護学校の作品を展示する。

（9月 入場者目標数 1,500名）

障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催

障害者が技能労働者として、社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、障害者の職業能力に対する県民の理解と認識を深めることを目的に開催する。

また、優秀な成績を収めた者は、全国大会へ県代表として派遣する。

ア 競技種目 ワープロ、データベース、D.T.P、喫茶サービス、パソコン
データ入力5種目

イ 競技者目標数 55名（10月）

啓発誌の発行

障害者雇用好事例を中心に、障害者雇用に役立つ情報等を掲載した、啓発誌を作成し事業主、関係機関及び団体等に配布する。

啓発誌「はばたき」 年間 2回

(3) 高齢期雇用就業支援コーナー業務の推進

労働者が、高齢期において、多様な働き方の中から自らの希望と能力に応じた職業を選択し、実現出来るよう、在職者を中心とした中高年齢者に対し、早い段階から自分のキャリア設計を含めた、職業生活の設計のための必要な相談・援助を行う。また、自社の中高年従業員のキャリア設計や退職準備及び再就職援助等を行う予定の事業主に対し、必要な助言・援助を行うとともに、事業主からの要請による当該事業所への各種出張セミナーを開催する。

さらに、インターネットを利用した「キャリア棚卸支援システム」の運用、団塊の世代を対象とした「総合的セカンドキャリア支援事業」の実施等、以下の事業を行う。

高齢期における職業生活設計を行おうとする在職者を中心とした中高年齢者を対象とした援助・相談

ア 職業生活設計セミナーの開催

(土日・夜間40回を含め120回 2,400人)

(就業・再就職・キャリア設計・能力開発・公的年金・退職後の雇用保険・健康保険・高齢期における健康問題・遺産相続等の法的問題・退職後の確定申告など)

イ セカンドキャリア支援セミナー (年6回 120人)

(45歳以上65歳未満の方を対象に、講義・演習カウンセリングを主に高齢期における仕事に対するモチベーションの維持等をテーマとした一人約8時間程度のセミナー)

ウ 定例相談 (年50回)

(退職準備・キャリア設計・公的年金・健康問題・法律など、中高年齢者が職業生活設計を容易に行えるよう、専門家及び主任相談員が定期的に行う相談会)

エ 情報提供

(月刊情報誌の発行・ホームページの毎日更新・ポケット情報・キャリアマップの提供・コーナー窓口・電話等での情報提供)

- オ 交流会の開催 (年6回)
(退職準備・各種年金・健康問題・再就職等、同一テーマについて交流会)
- カ キャリア棚卸支援システムの運用
(インターネットを利用して自己のこれまでのキャリアの棚卸及びキャリアシートの作成)
- キ 総合的セカンドキャリア支援事業の実施
(団塊の世代を対象に、雇用・就業・起業・ボランティア活動・海外事業への貢献活動等に係る情報の収集・提供、支援コーナーホームページの総合的セカンドキャリア事業、セカンドキャリアサポーターによるセミナー開催・相談・援助)
- 中高年労働者の再就職や退職準備に必要な援助を行う事業主を対象とした相談・援助
- ア 相談・援助業務
(再就職活動の援助に係る求職活動支援書作成に関する相談)
- イ セミナーの開催 (46回うち土日夜間4回)
(再就職援助及び退職準備に係るセミナー開催、事業主の要請に基づく出張セミナー開催)
- ウ 情報提供
(月刊情報誌の発行・ホームページ、インターネットによる最新の情報提供・コーナー窓口・電話等での情報提供)
- エ 交流会の開催 (年1回)
(改正された高齢法の運用及び実務等の交流会の開催)

助成・納付部

1 雇用安定事業に係る各種助成金・給付金等の適正な運営

雇用安定事業に係る助成金、給付金制度の周知と積極的な活用を推進する。

(1) 定年引上げ等奨励金

平成18年4月1日から、高年齢者雇用安定法に基づき、事業主はその雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための一定の措置を講じることが義務づけられています。

今後さらに少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれることから、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を進め、「年齢に関係なく働くことの出来る社会」の実現をめざすことも必要となってきました。

定年の引き上げ等には賃金体系の見直しなど経済的負担を伴うこともあり、特に中小企業に負担が大きいことから、これを支援するため、平成19年4月1日から新たに「定年引上げ等奨励金」の制度が実施されています。

中小企業定年引上げ等

雇用保険の常用被保険者が300人以下の企業で、就業規則等により65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めを廃止を実施したもののうち一定の要件を満たすもの。

雇用環境整備助成金

雇用保険の常用被保険者が300人以下の企業で、就業規則等により65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めを廃止を実施後一年以内に、高年齢労働者への研修等を行ったもののうち一定の要件を満たすもの。

、とも就業規則により、65歳以上定年若しくは定年の定めを置かない事業を創業したものを含みます。

(2) 高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等3人以上が、自らの職業経験等を活用すること等により、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創出した場合に、当該事業の開始に要した経費の一定の範囲の費用について支給する。

(3) 地域創業助成金

地域貢献事業（サービス10分野及び市町村等が自ら選択した重点分野を行う法人を新規に設立又は個人事業を開始し、65歳未満の非自発的離職者を1名以上含む2名以上の常用労働者を雇用した場合に新規創業に係る対象経費及び労

働者の雇い入れについて助成する。

2 障害者雇用納付金制度の適正な運営

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の周知と積極的な活用を図る。

- (1) 障害者雇用納付金の申告、雇用調整金、報奨金及び各種助成金の申請の受理並びに正確な申告及び申告期限の遵守等について指導を行う。 年 間

- (2) 障害者雇用納付金制度事業主説明会の開催
障害者雇用納付金制度の理解の促進及び事務手続きの周知を図るため、各ブロック毎に事業主を対象とした説明会を開催する。 3 月
(福岡地区、北九州地区、筑後地区 参加目標数 150人)

- (3) 職業安定機関との連絡会議
障害者雇用納付金制度及びその運営等について、職業安定機関と必要な情報交換を行うため連絡会議を開催する。 4 月